

平成 28 年 6 月 15 日  
静岡県危機管理部原子力安全対策課

## 「浜岡地域原子力災害広域避難計画」の策定

### 1 概 要

県は、浜岡原子力発電所における原子力災害を想定した「浜岡地域原子力災害広域避難計画」について、国の支援と周辺都県の協力の下、関係市町と連携し、策定に取り組んでいる。

静岡県防災・原子力学術会議原子力分科会、県内市町、周辺都県等からの意見を踏まえ、計画を策定し、平成 28 年 3 月 31 日に公表した。

### 2 計画の目的

浜岡原子力発電所における原子力災害に備え、原子力災害対策重点区域に係る市町の住民等の避難、一時移転及び屋内退避の判断基準、避難先、避難経路、避難手段等について定めることにより、①原子力災害発生時に、住民等の避難、一時移転及び屋内退避を迅速、確実に実施すること、②住民等の被ばくを可能な限り低減し、安全を確保すること、③平時から原子力防災体制の充実、強化を進めることを目的とする。

### 3 計画の構成

浜岡地域原子力災害広域避難計画の構成は以下のとおり

避 難 計 画 の構成	① 総則、②避難等の判断基準と実施、③避難先、④避難経路、⑤避難手段 ⑥避難退域時検査及び簡易除染、⑦安定ヨウ素剤の配布・服用、 ⑧要配慮者等の避難等、⑨今後の検討課題
----------------	--

### 4 避難先

#### (1) 避難先確保の方針

- ① 浜岡原子力発電所の原子力災害対策重点区域（P A Z、U P Z）にかかる 11 市町の住民約 94 万人を計画の対象とする。
- ② 計画対象者全員について、あらかじめ避難先となる市町村を定めておく。
- ③ 計画対象者が多数であることから、まずは静岡県内市町、加えて隣接県や東海地方の県に避難先を確保する。
- ④ 大規模地震との複合災害時などで③の避難先が避難者を受入れられない場合に備え、関東甲信地方や北陸地方の都県にも避難先を確保する。

## (2) 避難元市町毎の避難先

### ア P A Z 内 2 市 の 避 難 先

全面緊急事態となった場合、P A Z の住民等の避難を実施する。県内の避難先に加え、避難先について山梨県、長野県と協議をしている。

### P A Z の 県 内 の 避 難 先 及 び 協 議 を し て い る 県

避難方向	避難元市	避難先 1 (原子力災害が単独で発生した場合等)	避難先 2 (大規模地震との複合災害時などで避難先 1 に避難できない場合)
西方	御前崎市	静岡県内（浜松市）	長野県
東方	牧之原市 (P A Z)	山梨県	長野県

### イ U P Z の 8 市 2 町 の 避 難 先

全面緊急事態となった場合、U P Z において住民等の屋内退避を実施する。

事態が進展し放射性物質が放出され、政府原子力災害対策本部が、避難又は一時移転を指示した場合、対象区域の住民等が避難又は一時移転を実施する。

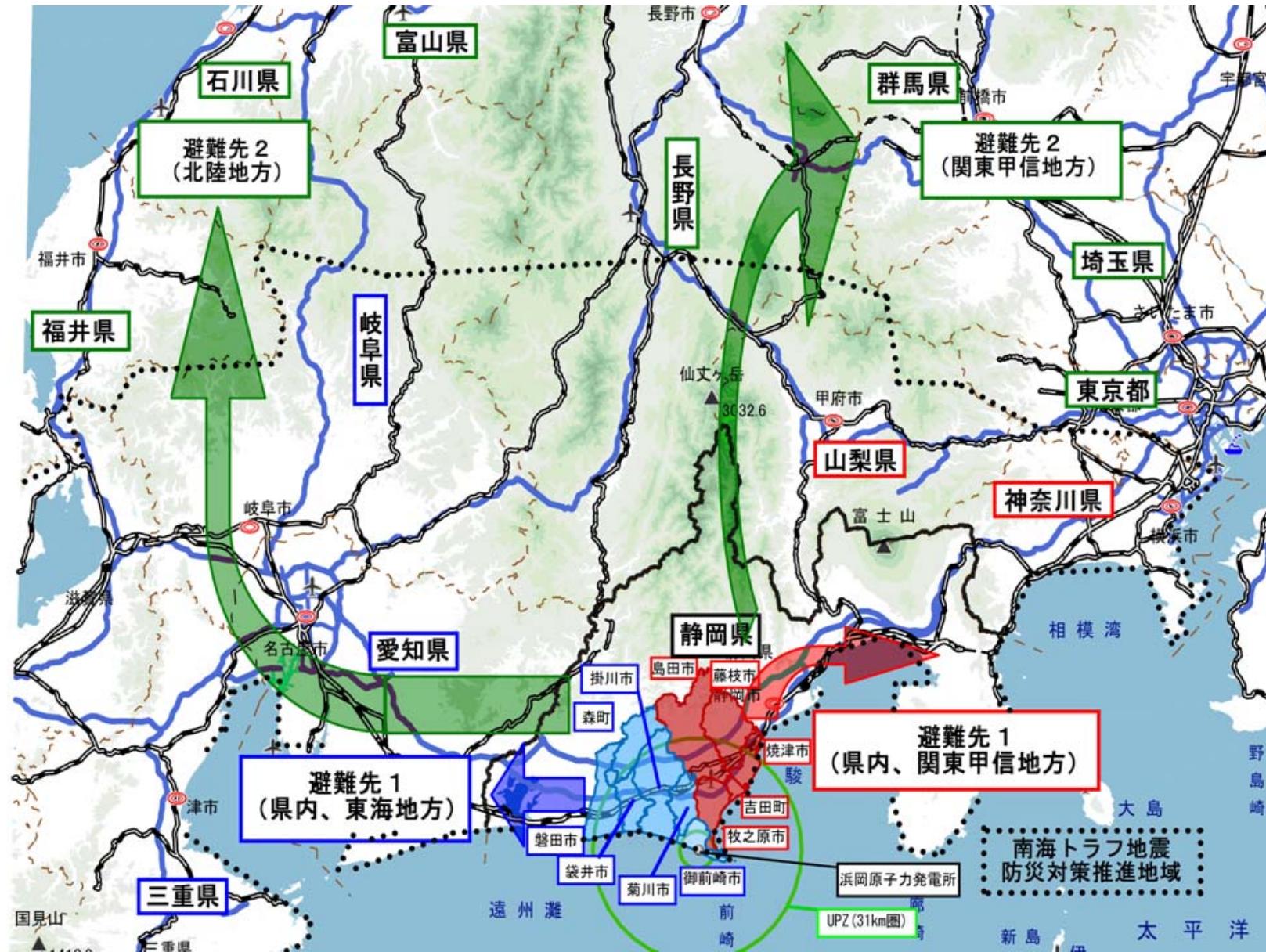
県内の避難先に加え、避難先について 11 の都県（山梨県はP A Z と重複）と協議をしている。

### U P Z の 県 内 の 避 難 先 及 び 協 議 を し て い る 都 県

避難方向	避難元市町	避難先 1 (原子力災害が単独で発生した場合等)	避難先 2 (大規模地震等複合災害時などで避難先 1 に避難できない場合)
東方	島田市	静岡県内（静岡市、川根本町、富士市、沼津市、長泉町、清水町、函南町、伊豆の国市、伊豆市、下田市、東伊豆町、河津町、松崎町、西伊豆町、南伊豆町）	東京都
	藤枝市	静岡県内（三島市、裾野市、御殿場市、小山町、熱海市、伊東市）、神奈川県	埼玉県
	焼津市		
	吉田町	静岡県内（静岡市、富士宮市）	
	牧之原市 (U P Z)	山梨県	群馬県
西方	菊川市	静岡県内（浜松市、湖西市）、愛知県	
	掛川市	愛知県	富山県
	袋井市	三重県	福井県
	磐田市	岐阜県	石川県
	森 町	静岡県内（森町内）	静岡県内（森町内）

## 5 今後の取組

引き続き、避難先についての協議、課題についての検討を行い、関係するマニュアルの作成、計画の改定、市町の避難計画の策定支援等を行っていく。



## 図 浜岡地域原子力災害広域避難計画の避難先の概要